

大和市監査委員条例逐条解説（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第200条第2項及び第202条の規定に基づき、本市の監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・本条例が制定されている趣旨です。法第200条第2項では、「条例の定めるところにより事務局を置くことができる」と規定されています。また、法第202条では、法律など規定されているものを除き、監査委員に関して必要な事項を条例で定めることとなっています。

（監査の請求及び要求）

第2条 法第75条第1項並びに法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

【解説】

- ・法第75条第1項に基づく監査とは、普通地方公共団体（以下「大和市」という。）の事務全般に対する監査請求で、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者が請求するものです。「住民の直接請求に基づく監査」といわれています。
- ・法242条第1項に基づく監査とは、市長及び職員などについて、違法若しくは不当な「公金の支出、賦課、徴収」「財産の取得、管理、処分」などがあると認められるときは、これらを証明する書類を添えて市民が請求するものです。「住民監査請求」といわれています。
- ・法199条第6項に基づく監査とは、市長が大和市の事務全般に対する監査の要求を行うものです。

（請願に対する措置）

第3条 法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、監査委員は、7日以内に措置しなければならない。

【解説】

- ・法第125条に基づく措置とは、議会で採択した請願の送付を議会から受けた場合に、その請願の処理の経過及び結果について議会に報告を行うものです。

（定期監査）

第4条 法第199条第4項の規定による定期監査を行うときは、あらかじめその期日を7日前まで

に市長及び関係機関の長に通知しなければならない。

【解説】

- ・法第199条第4項の規定による定期監査とは、大和市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うことです。

(出納検査)

第5条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の期日は、12日とする。ただし、休日その他やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

【解説】

- ・法第235条の2第1項の規定による例月出納検査とは、大和市の会計毎に現金の出納について毎月検査を行うことです。

(決算及び証書類等の審査)

第6条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等並びに法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類を審査に付されたときは、20日以内に意見を付けて市長に回付しなければならない。

【解説】

- ・市長から審査に託された会計毎の決算、証書類並びに基金の運用の状況について審査を行い、その審査結果に基づき意見を付けて市長に提出することです。

(公表等の方法)

第7条 監査委員の行う公表又は告示は、大和市公告式条例(昭和31年大和町条例第7号)の規定を準用する。

【解説】

- ・監査の結果などは「大和市公告式条例」の規定を準じて公表又は告示を行っています。市役所の正面玄関近くの掲示板で告示を行い、市ホームページにも掲載しています。

(事務局の設置)

第8条 監査委員の権限に属する事務を処理するため、大和市監査事務局を置く。

【解説】

- ・法第200条第2項には「条例の定めるところにより、事務局を置くことができる」となっており

り、それに基づいて事務局の設置を条例に規定したものです。

(その他の事項)

第9条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務執行に関して必要な事項は、監査委員が定める。

【解説】

- ・この規定を受けて、大和市監査委員職務執行規程（以下「執行規程」という。）や大和市監査事務局規程（以下「事務局規程」という。）などが定められています。執行規程では、代表監査委員の職務や監査の実施方法などが規定されています。事務局規程では、事務局の組織や行う事務などが規定されています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年条例第16号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第21号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・この条例は昭和31年3月30日に公布され施行されましたが、その後何度かの改正を経て

今日に至っています。